



令和3年10月発行

編集・発行  
音更町農業委員会  
0155-42-2111



作況調査では馬鈴薯の生育状況を手に取り確認しました

### おもな記事

- ◆令和3年度作況調査及び農地パトロールの結果について・・・・・・・・P 2
- ◆農業者年金協議会からのお知らせ・・・・・・・・P 3
- ◆後継者推進協議会からのお知らせ  
全国農業新聞で紹介されました！・・・・・・・・P 4

# 令和三年度作況調査及び農地パトロールの結果について



小豆の発育を調査しているところ



委員による圃場の説明

八月三十一日に町内十一カ所で作況調査及び農地パトロールを実施しました。作況調査は、農業委員の圃場で馬鈴薯・豆類・ビート・ブロッコリー・人参の七品目を目視及び実際に作物を手にとることで行いました。

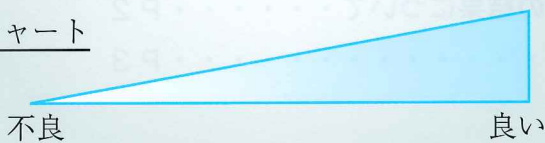
作況調査の結果は下図のとおり、全体的にやや不良から平年並みが見込まれることを確認しました。これは七月に雨が少なかったことが影響しているものと思われます。農地パトロールでは、農地としての利用がなされていない箇所や農地としての管理がなされていないと見受けられる箇所を対象に現状を確認し、今後の対応を検討しました。事情があり、耕作できなくなってしまう場合は、地元

の農業委員もしくは農業委員会事務局にご相談ください。今後の方針を検討することや、耕作者を探すことができるかもしれません。今後も農地パトロール等を通して、農地の利用状況を確認し、遊休農地の発生や不適切な農地の利用を防ぎ、限りある農地を確保するために努めてまいります。

## 作況調査結果一覧

- 豆 類・・・やや不良～平年並み  
(大豆・小豆・金時)
- ビート・・・直播：やや不良、移植：やや良い
- 馬鈴薯・・・やや不良
- 野菜類・・・やや不良～平年並み  
(ブロッコリー・人参)

チャート



## 法人報告書の提出はお済みですか？

農地法の定めにより、農地所有適格法人は農業の状況を記した「農地所有適格法人報告書」の提出が義務付けられています。

**提出先 農業委員会事務局**

**提出期限 事業年度の終了後3ヵ月以内**

農地法では、農地所有適格法人以外の法人が農地を取得することは原則認められていません。この報告書が提出されない場合には、農地所有適格法人としての資格が確認されず、経営規模拡大等のための農地を取得することができなくなる可能性があります。

# 農業者年金協議会からのお知らせ

## 農業者年金に

### 加入しませんか

年間六十日以上農業に従事している六十歳未満の国民年金第一号被保険者であれば、どなたでも「農業者年金」に加入することができます。

農業者年金は、加入期間に自分で積み立てた保険料を将来受給する年金の原資とする「積立方式」であり、終身受給することができます。

保険料は通常加入で月額二万円から六万七千円まで、千円毎に月単位で自由に設定することができます。支払った保険料は全額社会保険料控除の対象となるので、生命保険型の個人年金と比較すると、節税にもなります。

また、一定の要件を満たすことができる農業者の方には国庫補助による政策支援を受けられる制度もあります。

「農業者年金は男性が加入するもの…」と誤っている女性にこそ加入をおすすめしたい制度です。農業者年金基金によると、六十五歳の日本人の平均余命は、男性が二十年、女性が二十四年であり、女性のほうが長生きであるとされています。つまり、老後の備えがより重要であることを示しています。

高齡農家夫婦二人の現金支出額は、令和元年度の推計で月に約二十四万円、年間約二百八十八万円とされています。この金額を、令和三年四月現在の一人あたりの老齡基礎年金の支給額約六万五千円で賅おうとすると、月額約十万円不足する計算です。

備えあれば憂いなし。老後生き生きと楽しむため、安定した将来のために、今から積み立てを始めてみませんか。加入申込み、手続きの窓口は各農協となります。

手続きはお済みですか？  
住民票が異動したら  
農業者年金も

農業者年金に加入している、または受給している方の情報に変更があったときには、市町村窓口の手続きのほかに農業者年金の手続きが必要で、手続きがされていないと、農業者年金基金からのお知らせや、裁定請求書などの重要な書類を受け取ることができなくなります。

受給している方には、毎年五月末頃に「現況届」を農業者年金基金が発送し、提出をお願いしています。現況届提出後に住所等が変更した場合にも手続きが必要です。農業者年金の住所変更は、引越し先の農協で手続きすることができます。



## もう加入した？ 農業者年金



農業者年金とは・・・

- ①安全の積立年金です
- ②安心の終身年金です
- ③納付額は全額社会保険料控除にできます
- ④ライフプランに合わせて月単位で納付額を選べます
- ⑤要件を満たせば政策支援を受けることができます

※国民年金付加年金に同時加入していただきます。

(付加保険料は月400円)

※国民年金基金や iDeCo (イデコ) などの確定拠出年金と重複加入はできません。

家族みんなで  
加入したい

近所の人にも  
教えたいなあ



### 所有者が代わったら 届出をしてください

農地法の定めにより、農地の所有者が亡くなったことにより農地を相続したときは、登記後に農業委員会への届出が必要です。

この届出がされないと、農業委員会で正確な情報を把握できないため、売買・賃貸借を行うことができません。

なお、亡くなったことにより相続した場合には、所有者が生前に耕作者と交わしている賃貸借契約は有効です。このとき、貸主の地位も相続されるため、改めて契約を結び直す必要はありません。

耕作せず農地を放置すると、病害虫の発生や雑草の繁茂などに、周辺農地に悪影響を及ぼすおそれがあります。

農地を取得したら適切に管理し、所有者、耕作者ともに不利益を被らないようにしましょう。

### ストップ！ ヤミ耕作

農地法や農業経営基盤強化促進法（あつせん）によらず、長期間の農地の貸借を行っていませんか？

それは貸し手と借り手の承諾のみで契約している、いわゆる「ヤミ耕作」の状態です。ヤミ耕作は法律の保護を受けないため、トラブルがあったときには救済の手立てが確保されていません。また、各種補助制度を活用しようとしても、補助を受けることができないなど、営農に支障をきたすおそれがあります。

今現在、ヤミ耕作をしている人、またはこれから農地の契約を結ぼうとしている人は、農業委員会事務局へご相談ください。適切な手続きをするようにしてください。

契約当時の書類が見つからず、農業委員会の許可を得ているかどうか分からない場合にも、お気軽にご相談ください。

### 後継者推進協議会 からのお知らせ

農業後継者推進協議会では、町内で農業に従事する独身者に、婚活への参加を支援しています。

交流会形式の参加者だけでなく、昨今の情勢を鑑みて、個人でお見合い事業に参加する人に対しての費用助成も行っています。お見合い形式であれば、交流会のように他の参加者の目を気にすることなく、自分のペースで気軽に参加することが出来ます。興味のある方は農業委員会事務局までご連絡ください。

農業は自然と向き合う仕事ですから、時に厳しい局面に立つこともあるでしょう。そのような状況でも、一緒に乗り越えるパートナーがいれば心強いです。

協議会では、一人でも多くの人に素敵な出逢いが見つかるようサポートしていきます。

### 全国農業新聞で 紹介されました！

令和3年7月16日の全国農業新聞の「わがまちの農業委員会だより」のコーナーにて、音更町の農業委員会だよりが紹介されました。

昨年10月発行の記事が掲載され、「イラスト付きで制度の内容を分かりやすく解説している」と総評されていました。

これからも、皆さんに分かりやすく親しみやすい書面を作成するよう努めてまいります。



経営とくらしを応援!!

**全国農業新聞**

NATIONAL AGRICULTURAL NEWS

まとめて読める!  
**週刊紙**

- ①わかりやすい**農業・農政**の解説
- ②みんな知りたい**経営・流通**の最新情報が満載
- ③**くらしと地域**に活力を
- ④**女性**の元気を応援
- ⑤**文字が大きく**読みやすい

週刊 月4回金曜日発行  
月700円、年8,400円 (消費税込)

毎日は大変。1ヶ月だと遅い。そんなあなたに

### 農業委員会だより

令和三年十月発行

広報委員長

松川 博

広報担当(農政部会)

石王雅士  
貞廣雄  
土田純  
安田敏  
辻田和義  
平尾秀元  
茂古沼憲宏  
田守文夫